【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第五十九条　削除

（改正前）

第五十九条　大蔵大臣は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官庁の処分に違反した場合においては、その者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、その証券業者の登録若しくは支店その他の営業所若しくは代理店の登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じ若しくは役員の解任を命ずることができる。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第五十九条　大蔵大臣は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官庁の処分に違反した場合においては、その者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、その証券業者の登録若しくは支店その他の営業所若しくは代理店の登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じ若しくは役員の解任を命ずることができる。

（改正前）

第五十九条　大蔵大臣は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官庁の処分に違反した場合においては、その者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命じ若しくは役員の解任を命ずることができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第五十九条　大蔵大臣は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官庁の処分に違反した場合においては、その者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命じ若しくは役員の解任を命ずることができる。

（改正前）

第五十九条　証券取引委員会は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官庁の処分に違反した場合においては、その者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命じ若しくは役員の解任を命ずることができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第五十九条　証券取引委員会は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官庁の処分に違反した場合においては、その者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその営業の停止を命じ若しくは役員の解任を命ずることができる。